

社会主義企業の当面する問題

白井 瑛 一

帝国主義諸国に包囲され、おくれた生産力水準のもとにあったソ連邦が短期間に社会主義工業国として確立し、破壊的な戦争の人的・物的被害から復興をなしとげ、その後も着実なテンポで経済的發展を続けていることはうたがいない事実である。しかしながら、孤立性⁽¹⁾と後進性⁽²⁾からの脱却を緊急に行なわねばならなかったということは、国家と企業との間の関係にも影響を与えないわけにはいかなかった。以下で考察するのは、ソ連邦の生産力水準が上昇し、企業の労働者、経営指導層の一般的教育水準も上昇し、したがって技術的・科学的知識も上昇したとされている現在のソ連の条件のもとで、社会主義企業が当面している問題である。

社会主義企業は農・工・商等の各部門において、生産・流通を担当している諸環であるが、本稿ではソビエト工業企業について考察する。ソビエト型の集権的計画・管理制度のもとにある社会主義企業では類似する問題点をもっている。

1

生産手段の国家的所有にもとづく社会主義企業は、次にあげる一連の体制的優越性をもっているといわれていた。

計画生産であるので、過剰生産、売れ残りはなく、実現の問題は解決されている。利潤獲得高の大小によって生産するのではなく、国民経済全体のために生産活動が行なわれる。中央の集中的な技術指導にもとづいて絶えず革新的技術が導入される。企業の労働者・従業員は基本賃率を保証され、搾取が存在

しないので、同志的結合体を形成している。労働者の創意・自発性は十分に発揮され、労働条件その他の生活条件は労働者の要求に沿う形で維持・向上されている。おおむね以上のことが、私的資本主義的企業と対照したばあいの社会主義企業の体制的優越性にもとづく諸特徴として示されていた。

すでに明らかにされているように、経済改革（1965年）論争の重要な一つの結論は、生産関係の変革は体制的優越性が発揮されうる前提条件であるが、優越性は自然に発揮されるのではない、ということであった。

経済改革にいたるまでの経済管理制度の特徴は、「集権的管理」という表現によって要約されている。

計画当局が企業に与える義務的指標をみると、企業が中央機関からどのように集権的に管理されていたかを知ることができる。義務的指標は次の各項目にわたっている⁽³⁾。

① ループルで表示した総生産高と商品生産高。② 重量・面積等現物で表示した最重要生産物の総生産高と商品生産高。③ 新技術の導入。④ 労働生産性の向上。⑤ 職種別労働者数。⑥ 平均賃銀。⑦ 働き手の賃銀総額。⑧ 資格向上のために学校へ派遣する働き手の数。⑨ 前年度実績を100とする原価引下げ率。⑩ 全商品生産物の原価。⑪ 生産費総額。⑫ 主要な製品の原価。⑬ 資本支出。⑭ 資材・機械等の生産手段の割当。⑮ 企業の財務上の諸規則。

上記の項目の指標を作成するにあたって用いられる生産物1単位あたりの主な原材料・燃料および電力の計画支出基準（ノルマ）、生産物1単位あたりの労働支出ノルマ、生産物の種類ごとの品質規準等、全部数えると、その企業の製品種類の数によっては、義務的指標の数が500に達するものもあったといわれ⁽⁴⁾る。

改革以前の管理制度は、上記の義務的指標を守った程度に応じて企業を奨励するという仕組であった。一般に、これは「総生産高——原価」の指標体系と呼ばれている。この指標体系のもとで、次に述べるような問題が生じた。

企業の指導者は、総生産高と原価についての指標を達成しやすいような品目

の生産を増加したり、計画の末期に仕掛品を急に増加したりすることによって課題を達成するということが生じた。また、各企業は、資材・機械の補給のリズムが安定していなかった（このことについては後述する）、各企業の生産条件によって個別化されている（新設備の企業と旧設備の企業とでは生産条件が異なる）詳細なノルマ指標を上級機関にみとめさせる際に、その企業の能力を過小に評価して申告し、低い課題を与えられようとした。このようなことは、中央計画当局が企業を指導するという事実が失われることを意味する。そこで中央当局は企業の恣意的な行動を防ぐために、より詳細な指令を発することになり、企業はまたそれに対抗するということが生じていた。企業が団員の利益のみを追求しているというような現象が生じていた。

以上のことは、企業の指導者層が、社会全体の利益を考えないで、利己心からのみ行動していることから生じているのではない。過度に集権的な管理制度のもとで、生産手段をリズムカルに入手しえず、一方、絶えず大きすぎるといわれる課題が与えられるという条件のもとで、前述の奨励制度が実施されるばあいには、団員の利益をも代表せざるを得ない企業の指導層は前述のような「防衛的」な行動をとらざるを得ない。

このような現象の全般化は、社会的生産の効率を低下せしめるだけではなく、それが常態化することによって、社会主義的生産関係もっている優位性を発揮できないということ（⁵）を「体質」のようにしてしまうという点で解決を急ぐべき重要な問題であった。

ソ連邦経済において生じたこの事態は、さまざまな原因によるものと考えられる。最も大きな原因は、おくれた生産力を短期間に高めなければならなかったという歴史的な条件をあげることができる。急速な工業化を遂行するために現有資源を集中し、重工業部門に重点投資するためには、集権的管理を長期間継続しなければならなかった。しかし、重工業化達成の後にも、過度に集権的・行政命令的な計画・管理制度が存続したことの原因は、社会主義国民経済における中央機関と企業との関係はどのようにあるべきかについての理論的検討の

不足にあったと考えるべきである。

社会主義経済においては、主要な生産手段が、全人民を代表する社会主義国家の所有となっており、計画にもとづいて、生産・流通・消費がおこなわれているのであるから、生産単位である企業は、計画化された社会的生産の諸環の一部分として活動している。

以上の一般的な規定に誤りはない。しかし、このことから、「したがって、企業の集団員、企業、国家の相互の間には、経済的利害の不一致は全く存在しえない」という観念への飛躍が行なわれ、その観念が理論的検討を妨げていた。現実存在する前述のような矛盾は、政治的・精神的アピールによって解決できるものとみなし、各生産単位相互間および中央機関との間の利害の調整についての十分な対策を講じなかった。

計画作成機関が、生産単位に配分された生産諸条件の具体的状況を詳細に把握していないで、詳細な指令を発していたので、企業が課題を遂行する際に、または、計画作成の資料申告の際に、国家と企業との間に利害の対立が生じていたのである。国家と企業との間のこのような現実の対抗関係を長続きせしめたもう一つの原因は、社会主義のもとにおける生産物の商品的性格についてのスターリンの見解⁽⁶⁾から生じた観念であった。

周知のように、スターリンは、社会主義のもとでは、集団的所有（コルホーズ農業）と国家的所有（国有工業）との間に交換される生産物だけが商品的性格をもっているという立場をとった。価値法則はその作用範囲を制限されており、生産物の価値補填は国有部門全体として行なわれればよい、とした。この見解から、各企業の生産の効率性は軽視され、国民経済全体としての長期の収益性のみが一面的に重視され、企業は、独自には、生産の収益性も、価値補填も考慮せずに、計画課題を達成すればよいという観念が生じた。この観念のもとでは、企業は、国有財産を維持する単位としてのみ位置づけられ、企業の経営指導者も、労働者も、詳細な指令に拘束されて、生産活動において、自主性と創意性を発揮することができなかった。

上述の観念はスターリン説が否定された後にも、企業単位での価値補填を軽視していた行政的指令が存続したので根強く残っていた。

経済改革（1965年）の実施までの間に、国家と企業との関係についての多面にわたる討論が行なわれた。その詳細は、ここでは省かざるを得ないが、結論を一般論として要約すれば、次のようである。⁽⁷⁾

生産手段の全人民的所有にもとづいて生産は社会的に計画されている。計画的生産にとって生産手段の集中は必須のものである。生産手段は、技術的・空間的に分離している企業に分配される。その際に、現段階の生産力水準の相対的低さのために、平等に分配ができない。したがって、企業間には生産条件の格差が生ずる。一方では、社会主義の段階においては、労働は生活の第一の欲求ではなく、生活の手段としての側面をもっているので、労働に応じた分配をより完全に行なわなければならない。個々の労働者の労働に応じた分配は、企業間の生産物の交換をとおして行なわれていると考えるならば、企業単位に価値補填がなされなければならない。上述のような生産条件の格差のあるばあいには、企業は「相対的に分離・自立」せしめられていることになり、企業の従業員集団は、全社会の利害とは区別される相対的に自立的な利害をもたざるを得ない、と。

社会主義国民経済における企業の位置づけについての以上の説明は、物質的関心の原則と企業の相対的分離を関連づけている点で、単に、企業は計画化された環の一つであるという従来理論よりも前進していた。企業についての法的位置づけも、企業の相対的自立を認めることになり、計画機関の責任は明確にされた。

筆者も、この見解を正しいものと考えていた。しかし、この見解でも次のような点が不明のままであった。すなわち、分配する生産手段の量が豊富になれば、平等に分配できるから、企業の相対的分離が克服されるのか、そしてまた、生産物の商品的性格もなくなるのだろうかという問題には直接答えてはいなかった。また、企業の分離性を条件づけている生産手段の分配の不平等は、

計画課題との関係で生ずるのであるから、計画機関が、生産手段の企業への配分の現状を詳細に知って課題を与えるならば不平等がなくなることになるのであるから、企業の相対的分離もまた克服されるのであろうか、という点についても明確にされていなかった。

2

過度に集権的な計画管理制度の欠陥が明らかになり、10年余の検討を経て、1965年に計画・管理制度は改革された。新制度では、企業に課せられる義務的指標の数は大幅に削減された。削減された指標は主として、生産物についての量的指標と在庫量などを反映していなかった原価に関する指標である。企業は生産物量ではなく、販売量に、量的拡大ではなくて、生産の効率に関心をもつように仕向けられることになった。基本賃率表（部門別、職種・技能別に定められている）とその企業の賃銀支払分の総額の範囲内では、労働者数を自由に増減できることとなった。生産ファンドを有償化して余分な生産ファンドの退蔵を防ぎ、企業のあげた利潤から生産ファンド使用料や利子を支払った残りで自己の企業ファンドを形成できるような部門（収益性のある部門）への資金の投下を促進することを目的とする、といわれていた。

ここで注意すべきことは、資材・機械の割当制がなくなっていないことである。改革の方針は示されたが、殆ど旧来のままで変更されていない。資材・機械補給制度の概略は以下のとおりである。⁽⁸⁾

資材・機械を入手する企業は、生産計画の達成に必要な資材・機械の品目別の需要申請書を6ヵ月前から、総管理局（製造部門別）や各工業省等の上級機関に提出する。これらの管理機関では、この申請書を集計し、検討して、中央の計画機関と資材・機械補給国家委員会に送付する。これら両機関は、総計約12,000の品目ごとに申請された需要を調整して、各工業省に割当て、次に、工業省、総管理局等の管理機関は、各需要企業に割当通知を発送する。割当通知

には、資材・機械の入手先（供給企業）、品目、数量が詳細に指定されている。需要企業は、納入条件、数量、品目、品質、引渡方法等の事務連絡を供給企業と契約として実施することによって資材・機械を入手する。供給企業には、同様にして、上級機関から出荷命令書が送付される。出荷命令書にも詳細な指示が記入されている。以上のことは、国家の計画化行為であるといわれていた。

このような中央集権的な生産手段の配分制度を約48,000の大小の企業の間の実施するのに膨大な数の管理人員を必要としている。しかも、管理人員の肥大化にもかかわらず需要企業は適時に供給を受けていないという以前からの問題は未解決のままである。

補給制度改革についての論争には立ち入らないが、経済改革がはじめられた当初においては、資材・機械の割当制を徐々に廃止して、卸売商業に移行することが決められていた。⁽⁹⁾ 改革後8～9年を経過した時点でも、卸売商業への移行は行なわれておらず、補給制度は、依然として複雑であり、「むしろ伝統的な資材割当配分制を前提にして、その枠内の改善策でしかない」⁽¹⁰⁾ という結論が一般的である。

上に要約した中央集権的な資材・機械補給制度は、生産手段生産部門を絶えず消費財部門よりも高い率で増大させることを続けてきたソ連では、有限な資源の「効率的」な配分に役立っていた。しかし、すでに明らかなように、企業は、どのような生産手段を、いつ、どの位の量を供給されるのかについて、需要申請書の作成以外には全く自主性や創意を發揮できなかった。経済改革では企業を行政的ではなく経済的に指導する方針が示され、企業の自主性の拡大が重要であるとされていたが、生産手段の補給制度が旧来のままであることは、改革の目的達成を妨げている。たとえば、改革では、企業利潤のうちから国家への控除・納付を差し引いた残額のなかから、生産発展ファンドへ一定額の繰り入れが認められ、これと企業の減価償却積立金とによって企業の生産拡張の自己資金が形成され、この活用によって創意が發揮されることになっていた。しかし、必要な生産手段が適時入手できるという条件がないので、生産発

展フンドの形成も活用も不活発である。⁽¹¹⁾また、新製品を開発するには従来の規準には該当しない資材が必要であるが、補給制度は旧来のままなので、割当は不利にならざるを得ない。

要するに、改革によって義務的指標の数は削減されたが、集権的管理制度の主要な柱である資材の割当がなくなっていない。生産物単位あたりの資材の基準消費量が結局命令によって詳細に決められているのであるから、企業は自発性を発揮できないのである。

3

経済改革では、企業をホズラスチョート単位として自立せしめることが考えられていた。ここでホズラスチョートとは、企業が計画課題を達成することによって国家に収益をもたらすこと、企業の活動を貨幣的に評価して、企業の働き手が労働に応じた分配を受けられるようにすることを同時におこなうということの意味している。企業のホズラスチョートにとっては、生産手段と製品の価格がその企業にとって有利かどうかという点も重要な問題である。価格改訂は1967年から段階的に実施されているが、ここでは省略する。

前述したように、企業の獲得利潤の一部分を企業自身による「拡大再生産」に振り向けることが考えられていた。この方針達成を妨げている事情については前にもふれたが、ここで、工業企業は自己の資金を形成できるほどに大規模な企業ばかりではないことをみておかなければならない。

1957年までは産業部門別の工業省に設置された製造部門別の総管理局のもとで集権的管理がおこなわれていた。この制度のもとで各工業省は、自己の管轄下にある主要製品工業にとって必要な部品を製造する企業を工業省内部に設立する傾向があり(これも補給の不安定に一因があった)、それ以後65年までの地域別に工業を管理する時代には、地域ごとの自給体制を高めるという目的のもとに比較的小規模の企業が数多く設立された。⁽¹²⁾現在約48,000に達する企業のうち、

約半数の企業は従業員 200 人以下の規模である。とくに軽工業・食品工業の部門では、小規模企業の占める割合が高い。一部の地方工業企業では再投資どころではなく、資産の喰いつぶしも行なわれていた。

企業の規模が小さくて規模の利益が得られないという問題と、生産の専門化の水準が低い⁽¹³⁾前述の省内付属工場の広汎な存在という問題とを解決するために、また一部では、需要に合わせた注文生産方式をとり入れるために、技術的におくれた企業を合同させること、需要企業と供給企業とを合同化することが、1960年ごろから一部で実験的に行なわれた。この合同化は、一進一退をくりかえし、1975年には、企業合同の数は1,715, 6,721の企業となっている⁽¹⁴⁾。この型の合同体とは別の型の合同体が全国規模で創設されることになった。1973年3月に「全連邦および加盟共和国の工業企業合同体一般規程」が制定された⁽¹⁵⁾。この規程において、工業企業の一般管理形態は、「工業省——生産企業合同体（コンビナート・企業）」となり、中間の管理機関であった総管理局を除いた形となった。管理を現場に近づけ、経済的責任を管理機関にもたせる方針の具体化であるといわれているが、以下に述べるように、その位置づけは流動的である。

企業合同体の管理部には総管理局が負っていた責任が課せられ、需要の研究が義務づけられ、計画課題・銀行融資・生産手段の割当等は、企業合同体単位に一括して上級機関から与えられる。技術開発・研究投資の費用は自己の計算において、製品価格に転化することができる。企業合同体は、このように、「生産の環」としては従来にない自主性をもった単位になっているが、上級機関から強く拘束されている。たとえば、企業合同体は生産発展フォンドを形成できるが、企業合同体でプールした利潤からのこのフォンドへの繰入れ率は5ヵ年計画の課題承認の際に、上級機関によって決定される。生産手段の予備も合同体として形成できるが、その大きさは、「上級機関にたいして定められた予備の範囲内⁽¹⁶⁾で、上級機関によって決定される」。合同体は計画機関の指導を受けて活動するのであるから上級機関から制約を受けるのは当然であるが、上にみ

たように、企業単位にまで細分化されていた生産手段の配分方式を実質的に踏襲している。企業合同体にたいする上級機関の拘束が依然として大きい、と言わざるを得ない。

平均して4～5の企業の先進的企業への合同化は、前述したように経済改革前から実施されていた。経済改革の当時のコスイギンの提案でもその強化の必要性についてふれていた。筆者は当時、この方策を企業の生産条件の格差を縮小することを目指しているものと推定していた⁽¹⁷⁾。前述したように、経済改革では、企業の自由裁量にまかされる資金・資材が増えることになると十分に予想された。もしそうになると、生産手段の分配の不平等が拡大し、労働に応じた分配の原則のある種の歪曲（生産手段の分配の状況によって基本賃銀以外の物質的福祉の受領に差が生ずるという意味で）をもたらすと考えたからである。しかしながら、改革後の企業の合同化についての諸見解はもっぱら生産の集中化・専門化に討論が終始している。それは、当初予想したほど、分配された生産条件の差にもとづくところの留保利潤が大きくなり、また、さきに述べた生産手段の配分方式によって改革の前進がはばまれているからであるが、合同化によってしか、効率の上昇を期待しえない多数の小企業の存在を解消することの方が急務であった。経済改革で予想している自主性を発揮しうる、生産のすべての局面で責任を負いうる企業を創出することがまず第一に要請された、その結果として、実験的に、あるいは地域における必要から創設されていた合同化の拡大・普及に取りくんだと考えられる。

したがって、ホズラスチョートの自立的単位として企業合同は、経済改革で考えられている自主性と自立性を発揮できる生産単位を創出するという点では経済改革の基本的視点からはずれているわけではない。しかし、合同化の過程にストレートに改革の基本視点がつらぬかれているということもできない。それは生産手段の集権的な管理の体制のなかでの一つの改良である（需要企業と供給企業、部品製造企業と完成品製造企業等の結合のばあい）と考えることができる⁽¹⁸⁾。

部門別の工業企業合同体の法制化は、管理の「合理化」の側面を強くもったものである。これは管理の肥大化の防止・管理を現場に近づけ、管理費用のコストへの加算によって経済的刺激により管理人員・管理費用を縮小させようとしている。しかし、工業企業合同体は実際の生産活動のなかで、具体的にどのような自主性を発揮するか、また、とくにその内部の基層単位としての企業ないしは企業合同体とどのような経済的関係をもつようになるかについては、今後の推移を検討しなければならない。

製造部門別の工業企業合同体は、ばあいによっては相当広範囲にわたる空間的広がりにおいて形成されることもある。工業企業合同体が一括して資材の割当を受けても、輸送施設が整備されていなければ、補給のリズムが保障されない。従来の補給系統に依存するばあいも同様であり、資材の退蔵はなくならないのではないかと⁽¹⁹⁾いう疑問も出されている。

ところで、本稿〔1〕の終りの部分で述べた、企業の相対的分離の克服の問題と生産の専門化の水準の問題とを関連させた、企業の位置づけに関連した注目すべき見解が展開されている。⁽²⁰⁾その見解の骨子は次のように要約できる。

ソビエトでは従来、「企業の地位の変化は、生産力とそれにもとづいて客観的に形成される生産関係の現実の発展に応じて発生する」⁽²¹⁾ということを軽視して、「企業の自立性の形式的制限を続けてきたので、商品性の形式的制限は、生産の専門化、技術進歩、労働の生産性の上昇を阻害」⁽²²⁾していた。つまり、現在のソビエトでは、まだ生産の専門化、協業化の水準が高度に達していない。このようなばあいには、各企業の労働者の支出する労働によってつくられる生産物を直接に他の企業の労働者の労働生産物と結合する条件はまだない。各企業の労働者の集団的労働の生産物は交換を通してはじめて社会的に有用であるかどうかを確認される。そうであるにもかかわらず、従来は、生産の専門化・協業化が高度に達したのものとして、企業を位置づけ、生産物の商品性を事実上否認してきた、と。

この見解は、さきに〔1〕で述べた、企業間の生産物交換と労働に応じた分

配の原則との関連についての正しい理解と結合されて、企業を相対的に自立した、利害を共有する生産者の集団として位置づけている。企業の相対的分離の原因とその克服の方法とを、利害の分離性と統一させて把握している。すなわち、生産の専門化・集中・集積・協業化が現在よりも高度になれば、ある企業の労働者の支出する労働は、その企業の集団員の労働として社会的に評価されるのではなくて、他のいくつかの企業ないしは企業集団の労働者の支出する労働と一体となって全体として評価されるから、その点で利害の分離性は克服される、ということである。

この見解は、ソビエトの現実の企業の規模・管理制度の現状を反映している点で、従来の企業の位置づけ、生産物の商品性についての諸見解よりも具体的な解決の方向を示している⁽²³⁾、ということができる。

企業の合同化は、生産の専門化の水準を高めることを目的としていた。たしかに、生産規模の拡大、従来の職場の整理・統合によって、合理化と専門化は促進されている。ここでは省略するがその実例が、報告されている。しかしながら、国民経済的規模における生産の専門化、一定の地域内での生産の専門化の水準を高めることが可能であろうか。とくに、部品製造の専門化については、それが従来、企業の多部門的性格（1企業のなかで完成品を構成する幾多の部品を製造する。類似の製造企業でも同様の措置をとる）を克服する必要な方策の中心であるだけに、現行の4～5の企業の合同化で、どの程度までの専門化に達しうるか、現在まで報告されている資料からは判断しにくい。

「生産の専門化の水準がたかまることが、企業の相対的分離性を克服する」、ということについていえば、生産の専門化の水準の低さは、従来の政策・計画管理制度に主たる原因があるのか、つまり、特殊ソビエト的なのか、それとも一般に社会主義の段階では、専門化の水準は低いものであるのかという点については今後明確にされなければならない。それと関連して、生産の専門化の水準がどの程度まで高度になったら、企業の分離性、生産物の商品性は克服されるのだろうか。この点も明確にされなければならないだろう。とりわけ、

高度に発達した資本主義諸国においては生産の専門化が進んでいるといわれるのだが、その専門化水準は、社会主義経済制度のもとで企業の分離性を克服できる高さであるのかどうかという非常に現実的な問題とかがわりがある。⁽²⁴⁾

4

以上述べてきたように、ソビエト工業企業の当面する最大の問題は、資材・機械補給制度の改革の推進テンポが遅いということに帰着する。

単に生産力を上昇するためだけではなく、長期的には企業の相対的分離性を克服するためにも、生産の専門化・集積・集中・協業化はいずれも高度化されなければならないことは、前に述べたが、補給制度の根本的改革は、これらの生産の社会化の促進策とも深い関連をもっている。

国有企業相互間での生産物の交換は原則として等価交換であること、企業は社会主義的商品生産者であることが、ソ連では、理論的に承認されている、と筆者は考えている。したがって経済改革の基本的視点からみるならば、企業が一定の限度内で交換価値に関心をもつことは、社会主義の本質に反するとは考えられないのだが、依然として、資源の優先的・重点的な配分が計画の生命であるかのような考え方が根強く残っている。

部品・半製品・製品・原材料等を卸売商業機関に集中し、需要企業は適時に適量の資材をそこから、自己の希望（銘柄・品質・価格）に沿って購入することができるようにするためには、当然、卸売商業機関の情報処理能力は高いものでなければならない。情報収集・加工の設備、要員も必要とすることはもちろんである。しかし、この方策は、現在のように、管理に従事する要員の数を、行政命令によって、人数まで指定して削減している措置よりも、管理従事要員削減という点だけをとりあげても、はるかに合理的である。しかし、重要なことは、生産手段の分配を卸売商業へ移行することによって、生産手段を生産する企業は、計画化された「社会主義市場」の競争に直面することになると

いうことである。この方策をとることによって、どの企業の生産方法がすぐれているかを確認することができる。それにもとづいて生産の専門化が促進される。企業によっては、その製品が売れ残るといふ現象が生ずるであろう。しかし、この点は現在でも資材の退蔵があることを考えるならば、このような補給制度の改善は社会的規模での生産の効率を上昇させると考えることができる。

中央において、基本賃率が定められ、基本額の支払いが保証されているということのみを労働に応じた分配と考えるのは誤りである。労働に応じた分配原則が社会主義社会の分配原則であるのは、労働が生活の第一の要求にはなっていない状態のもとで、支出した労働が社会的に有用であるように、生産を組織する必要があるからである。したがって、労働者は、基本賃銀の保証されているということによってのみ労働に応じた分配を適用されるのではなくて、社会的生産の上昇に、具体的にどのように貢献したかという点を自らを確認することによって、社会的生産物の分配を受ける。もちろんこのことは、収益性の多い品目のみを労働者が恣意的に生産するということの意味するものではない。

生産手段の分配を卸売商業に移すということは、労働者が、社会的生産の上昇にどのように貢献しているかを、よりスピーディに確認せしめることを促進する。そして、これにもとづいて、労働者は中央計画に影響を与えるための資料を作ることが可能となる。すなわち、労働者が、社会化された生産手段を直接管理するという、社会主義的国有化の重要な目的の一つを達成することを促進する。労働者の経営管理への参加は、企業そのものの自発性が発揮できる状態のもとではじめて実質的な意味をもつことになる。

以上述べてきたことは、社会主義のもとにおける商品＝貨幣関係の存在は社会主義的生産関係と矛盾するものではなく、したがって各企業に商品生産者としての自主性をもたせることによって、生産を発展させ、生産の社会化を推進する立場からの主張である。これにたいして、小檜山政克教授は、「社会主義社会にも商品生産が存在するという考え方は、物事の現象と本質とを区別しな

い処からくる混乱ないし誤り⁽²⁵⁾」であり、経済改革のその後の経過は、その誤りから生じた「矛盾が露呈されてきている」ものとして把握すべきである、と主張して、前述の立場に立つ見解を批判される。

「社会主義社会が本質的に計画経済である点を忘れずに施策を進めるならば、その一部に作用する商品・貨幣関係を利用すべきである⁽²⁶⁾」という考え方は「再吟味」されなければならない、と教授は述べている。そしてとくに、国有企業の労働者の賃銀のうち、彼の属する国有企業の条件および従業員の活動状況によって左右される報奨部分の比重が上昇してきていることは「全人民的の所有という社会主義の原理に触れてくることになりかねない⁽²⁷⁾」し、企業の生産条件によって分配に不平等が生ずる点も社会主義の本質にそむくし、報奨部分にあたる勤労者の貨幣所得はこれに見合う消費物資の生産計画を作成しにくい点でも問題がある、と指摘されている。教授の経済改革の基本的視点についての批判は、商品 = 貨幣関係論を中軸に据えて、体系的になされているので、ここで詳細に紹介することは不可能である。今のところ、商品 = 貨幣関係の利用に反対⁽²⁸⁾の立場にたつ代表的見解なので、前述の部分に関係する限りでその要旨を紹介した。

小檜山教授も、本稿で問題にした生産手段の供給制度に問題があることは明確に指摘されている。

「もちろん社会主義的計画経済においては国有企業の生産品目は国家計画によって決定される建前にはなっているが、しかし実情は、一方で計画機関の需要調査不十分と原材料など生産手段供給問題解決の不十分さのため上部機関からおろされる計画課題が形式的なものになりがちである……⁽²⁹⁾」と。

小檜山教授は、上記の引用をはさむ前後の論述で、上述のことが経済改革において物質的刺激的の適用と結びついて、企業が利潤を獲得しやすい有利な品目の生産のみに走る傾向が生ずると警告されている。

商品 = 貨幣関係の存在の有無についてはここでは立ち入らないが、商品 = 貨幣関係の利用または経済的梃子の使用によらない場合にはどのようにして社会

的生産を發展させるのであるかの方策が示されるのでなければならない。つまり、行政的指導が長い間つづいてきたが、それはある時点までに一定の歴史的な役割を果し終えたのだというように筆者は理解しているのだが。また、経済改革の結果個人的報奨が著増したことの「非社会主義的性質」の点については、さきにも述べたように、労働が生活の第一の欲求になっていない段階では、賃銀のこの部分の増大は刺激として十分に機能を果しうるようにすることが当面の課題であると考え（もちろん各企業の生産条件は平準化させるべきであるが）。

生産手段の補給の欠点は改革後拡大したというよりは、その欠点が改革の推進にとって障害になっていることがあらためて明らかにされたと考えるべきである。そしてその欠点は多分に生産手段の生産の優先的発展の政策と緊張した計画によって固定化されてしまったという点を考慮しなければならない。したがって生産手段の配分を卸売商業に移すという方策は、従来の計画のあり方の再検討を当然に含んでいる。

以上述べたように、社会主義社会において計画と市場とのある条件のもとにおける結合が必要となっていると考えられる。しかし、このことは、社会主義社会では主要な生産手段を社会的所有のもとにおかなくてもよいとか、または現段階で、国有化されなくてもよいということの意味するものでは全くない。しばしばこのことは混同されて、社会主義社会において「市場メカニズム」の導入が企図されることは、社会主義の実現にとっても、社会主義を目指す運動にとっても、生産手段の所有の変換が意味をなさなかったことを示している、という見解がある。この見解では「市場メカニズム」における経済主体が私的所有者でなければならないという論拠を何も示していないし、また示し得ない。そして、この見解は、「生産手段の私的所有により 剰余生産物の 取得を容認することと、容認しないこと」との関係は、計画と市場との関係のように、「機能的に相互補足的関係にある」⁽³⁰⁾もの関係とは性格をことにしていうことを理解できないか、または理解しようとししないかのどちらかである。

(故)岡 稔氏が述べておられるように、⁽³¹⁾「計画的結合」が「市場的結合」にと

ってかわるには生産手段の私有制が廃止されただけでは完成しない。ソ連では、「社会的生産」の発展が、前述のように、計画的結合だけでは、まだ、生産を完全には組織しえない段階であるというのであって、生産手段が社会的所有になっていることが、計画経済の運営の障害になっているのではない。

ソビエト企業が直面している問題は、企業が、国有のもとにあるから生じていると考えるべきではない。計画機関と企業との関係は生産力の発展、生産の社会化の水準を考慮して具体的に決めるべきであるのに、ソ連では必ずしもそうになっていなかったと考えるべきである。

注(1) 1971～75年間に国民所得は28%増大した。確実なテンポは終わったという説があるが、それは高度資本主義国のあれこれの不均等発展と比較してのことである。

(2) このことの量的把握は不可能であるが、後進性のみならず、孤立性、侵略にたいする防備の重荷が過去においても現在においても国家と企業との間の合理的な関係の発展をさまたげてきたことは重視されなければならない。

(3) ソ同盟科学院経済学研究所編『ソヴェト工業経済学』上巻、竹浪祥一郎訳、東洋経済新報社、昭和32年、98～99ページ。

(4) モーリス・ドップ『社会主義計画経済論』佐藤経明訳、合同出版、1974年、30ページ。

(5) 岡 稔・山内一男・竹浪祥一郎『社会主義経済論』筑摩書房、1968年、42ページ。
(故)岡 稔氏は「ある国がどのような歴史的条件のもとで資本主義から社会主義への過渡期をどのように通過するかということは、単に過渡期の政策の特徴を規定するだけでなく、その国で形成される社会主義経済の固有の特徴を規定し、いわば『体質』として定着される」と述べている。このばあいも「体質」という表現以外に適当な語がない。この「体質」の改善に成功するかどうかはこれからの問題であると筆者は考えている。

(6) スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』国民文庫版、27～33ページ。

(7) Я. А. Кронрод, Законы Политической Экономии социализма, 1966, Москва, стр. 525-565. А. Г. Куликов, Экономическая Реформа и хозяйственный расчет в промышленности(Хозяйственный Расчет и Материальное Стимулирование, 1967, Москва), стр. 6-12. 等。

なお、経済的利害の存在が認められるようになったあとでも、「全人民的利害の

- 先導性」を重視することによって、全体の利害と個別的利害の調整という必要な措置を實際上軽視する見解がなくなったわけではない。そのような見解は多くあるが、たとえば、次の文献もその一つ。М. И. Волков и др., Политическая Экономика: социализм — первая фаза коммунистического способа производства, Москва, 1975, стр. 51-52.
- (8) 岡 稔・宮鍋 轍・竹浪祥一郎「ソ連・東欧の経済改革と資材・機械補給」、『経済研究』第24巻第1号, 1973年1月。
 - (9) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам том.6, Москва, 1968, стр. 54, 1966年4月8日決定の項。
 - (10) 岡・宮鍋・竹浪, 前掲論文, 63ページ。
 - (11) 佐藤経明編『ソ連・東欧の経済改革』アジア経済研究所, 1973年, 39ページ。
 - (12) 拙稿「ソ連における企業の合同化とホズラスチョート(1)」, 本誌第5巻第3号, 昭和47年3月, 187ページ。
 - (13) ソ連共産党第23回党大会(1966年)でコスイギンは、機械製作のような重工業部門でも構造部品や道具の製造が専門化されていない事実を指摘し、改善を指示している。
 - (14) Экономическая газета № 31, июль, 1975.
 - (15) 拙訳「全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程」, 本誌第8巻第1号, 昭和49年3月。なお、拙稿の訳文では「総規程」としていたが、「一般規程」のほうが適訳であり、訂正する。
 - (16) 「全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての一般規程」第75条。
 - (17) 拙稿「ソ連邦における国有企業についての一考察」, 『立教経済学論叢』第3号, 1969年7月, 26ページ。
 - (18) 西村可明「ソ連・東欧の経済改革と企業連合」, 『経済研究』第27巻第1号, 1976年6月, 49ページ。筆者は西村氏の企業合同についての評価と基本的には同じ意見である。
 - (19) Alice C. Gorlin, The soviet economic associations, 《Soviet Studies》 No. 1, 1974, p. 23.
 - (20) 西村可明「社会主義のもとでの商品生産——国有企業の相対的経済的分離の検討——」, 『思想』1973年10月号。
 - (21) (22) В.И. Шукредров『社会主義的所有の基本問題』岡 稔・西村可明訳, 御茶の水書房, 1973年, 188ページ。
 - (23) 芦田文夫「ソ連における最近の社会主義的所有論争」, 『アジア経済』第16巻第5号, アジア経済研究所, 1975年5月, 14ページ。企業の相対的分離についてのグル

マリューク、シュクレドフ等の説を「生産力的技術論的偏向に陥っている」と批判されている。しかし「生産力的技術論的」実態が「所有」の内容を大きく規定していると考えすることはできないのであろうか。

- 24) 資本主義経済制度のもとでの生産の専門化と社会主義のそれとを再生産構造やとくに剰余価値法則の貫徹を無視して比較することは無意味である。しかし、体制的背景を考慮したうえで現在の各々の体制のもとでの専門化が進むメカニズムを具体的に比較することが必要である。
- 25) 小檜山政克『社会主義経済論』同文館，昭和50年，193ページ。
- 26) 小檜山政克，前掲書，197ページ。
- 27) 小檜山政克，前掲書，198ページ。
- 28) 山内一男教授も利潤導入を柱とする経済改革の基本的視点は社会主義的生産関係に矛盾するとして批判されている（山内一男『中国社会主义经济研究序説——過渡期の経済理論——』法政大学出版社，1971年，第6章「社会主義のもとでの商品＝価値関係」）が，商品＝貨幣関係の存在を古典に依拠して認められているので，小檜山教授とは基本認識がことなる。なお，商品＝貨幣関係の存在の根拠についての山内教授の説には基本的には賛成であるが，商品＝貨幣関係の克服策としてのその「利用・制限・廃止」（同書，243ページ）は長期的な方向としてはそうなるであろうが，日々の経済実生活ではそれほどのように具体化されるのかについて筆者は疑問をもっている。
- 29) 小檜山政克，前掲書，201ページ。
- 30) 岡 稔「社会主義経済における計画と市場」、『経済研究』第20巻第1号，1969年1月，43ページ脚注。
- 31) 岡 稔，前掲論文，45ページ。